

## 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

(目的)

**第一条** この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を配偶者のいない父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童の父の配偶者又は母の配偶者が、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号。以下「政令」という。）第一条第二項に規定する程度の障害の状態にある家庭を含むものとする。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
  - 二 父又は母が死亡した児童
  - 三 父又は母が政令第一条第二項に規定する程度の障害の状態にある児童
  - 四 父又は母の生死が明らかでない児童
  - 五 父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童
  - 六 父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
  - 七 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - 八 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（父にあつては母、母にあつては父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- 2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」又は「母」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その父又は母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
- 3 この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 十八歳未満の者及び十八歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者
  - 二 十八歳に達した日において学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は市長が別に定める学校、教育施設等に在籍している場合にあつては、その日以後における最初の三月三十一日までの間にある者
- 4 この条例において「父母のない児童」とは、父母（養父母を含む。）が、死亡した又は監護しない児童をいう。

- 5 この条例において「対象者」とは、ひとり親家庭の父又は母（以下「ひとり親家庭の親」という。）及びその児童並びに父母のない児童であって医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であるものをいう。
- 6 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
  - 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
  - 三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
  - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
  - 五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
  - 六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
  - 七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 7 この条例において「医療費の一部負担金」とは、対象者の受診に係る医療費のうち、医療保険各法その他医療に関する法令の規定により対象者が負担すべき額（当該受診について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額）をいう。ただし、対象者が負担すべき額に医療保険各法の規定による保険者が負担すべき高額療養費が含まれる場合は、規則で定めるところにより算定した額とする。

（助成の対象）

**第三条** この条例による助成を受けることができる者は、本市に住所を有する者であって前条に定める対象者であるものとする。

- 2 ひとり親家庭の児童が修学等により本市外に住所を有する場合は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であってひとり親家庭の親に監護されていると認められる場合に対象者として扱うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合の当該対象者の医療費の一部負担金については助成しない。
  - 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している児童
  - 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者
  - 三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第二項第三号に規定する医療支援給付を受けている者
  - 四 福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和四十九年条例第十七号）に基づき医療費の助成を受けている者

五 福島市子ども医療費の助成に関する条例（平成二十三年条例第三号）に基づき医療費の助成を受けている者

六 ひとり親家庭の親又はその親の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその親と生計を同じくするものの前年（一月から七月一日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては、前々年）の所得（政令第三条及び第四条の規定に基づいて算出した額をいう。この場合において、父の所得を算出するときの児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四条第一項第八号に規定する控除については、母のときと同様の取扱いをするものとする。）が、それぞれ政令第二条の四第二項又は第五項に規定する額以上である場合の当該ひとり親家庭の親及びその者に監護されている児童

（助成）

**第四条** 市は、対象者に係る医療費の一部負担金の額が規則に定める額を超えるときは、その超える金額に相当する額を対象者に助成する。

2 前項の規定による助成は、対象者が次条の登録を受けた日以後の受診に係る医療費の一部負担金について行うものとする。

（受給資格の登録）

**第五条** 前条第一項の規定による助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請書を提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

（助成の申請）

**第六条** 受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前条及び前項の規定による申請は、助成を受けようとする者がひとり親家庭の親及び児童の場合は当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童の場合は当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合は当該養育者等）が行わなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

**第七条** この条例に基づく助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

**第八条** 市長は、受給資格者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補が行われたときは、その限度において助成を行わず、又は助成した医療費を返還させる。

(助成金の返還)

**第九条** 市長は、受給資格者が偽りその他不正の行為によりこの条例に基づく助成を受けたときは、助成した金額の全部又は一部を返還させる。

(委任)

**第十条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十二年四月一日から適用する。

(福島市母子家庭医療費の助成に関する条例の廃止)

2 福島市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和五十九年条例第十一号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日において、旧条例に基づく助成の対象となっていた者については、この条例の規定にかかわらず、平成十二年七月三十一日までは、この条例の規定に基づく助成の対象とする。

(飯野町の編入に伴う経過措置)

4 飯野町の編入の日前に旧飯野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成十二年飯野町条例第十九号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の一部改正)

5 福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例（昭和四十八年条例第十四号）の一部改正（略）

## 附 則（平成一三年条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福島市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定及び第二条の規定による改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成十三年一月一日以後の受診に係る医療費から適用する。

**附 則**（平成一四年条例第二五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一七年条例第一八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一八年条例第三一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一九年条例第一四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二〇年条例第一五号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二〇年条例第六一号）

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二一年条例第七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二三年条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年九月三〇日条例第三四号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三十一日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第二条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。